

山口県報

平成 27 年
4 月 14 日
(火曜日)

目 次

○公告
家畜商講習会の開催（ぶちうまやまぐち推進課）……………



(一一七) 家畜商講習会の開催

家畜商法（昭和二十四年法律第二百八号）第四条の二第一項の規定により、家畜商講習会を次のとおり開催します。

平成二十七年四月十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 講習の対象となる者
家畜の取引の事業を営むため、家畜商の免許を受けようとする者
- 二 講習会の日時及び場所
(一) 日時 平成二十七年六月十六日（火曜日）及び同月十七日（水曜日）の午前九時から午後五時まで
(二) 場所 山口市滝町一番一号 山口県庁農林水産部二号会議室
- 三 講習の科目及び時間

科	目	時	間
家畜の取引に関する法令		四	

家畜の品種及び特徴

家畜の悪癖、機能障害及び疾病

四
六

四 受講の手続

講習を受けようとする者は、受講願書に家畜商講習会受講手数料三千四百八十円に相当する山口県収入証紙及び写真（縦三・五センチメートル、横二・五センチメートルとし、出願前六月以内に撮影した無帽、正面向き及び上半身像のものとする。）を貼って、県内に居住する者にあつてはその者の住所地为管轄する農林事務所の畜産部に、県外に居住する者にあつては山口市滝町一番一号（郵便番号七五三―八五〇一）山口県農林水産部ぶちうまやまぐち推進課に提出すること。

五 受講願書の提出期限

平成二十七年五月十五日（金曜日）

六 その他

この講習会の受講についての問合せは、山口県農林水産部ぶちうまやまぐち推進課（電話〇八三―九三三―三三九五）又は最寄りの農林事務所の畜産部にすること。

平成二十七年四月十四日
印刷發行

發行人所

山口県知事
山口市